

神石高原町仙養ヶ原森林公園整備等事業

契 約 書 (案)

平成26年6月

広島県 神石郡 神石高原町

【目次】

第1章 定義及び解釈	1
第1条（定義）	1
第2章 総則	2
第2条（本事業の概要）	2
第3条（民間事業者の事業内容）	2
第4条（事業日程）	2
第5条（事業実施場所の貸付・使用許可）	2
第6条（本件施設の所有権等）	3
第7条（指定管理者の指定）	3
第8条（民間事業者の収入）	3
第9条（地位の譲渡）	3
第10条（事業の委託の禁止）	3
第11条（本事業に関する近隣対策等）	3
第12条（事業計画等の変更手続）	4
第3章 本件施設の設計	4
第13条（調査等）	4
第14条（設計）	4
第15条（設計内容の変更及び変更に伴う追加的費用の負担）	5
第16条（第三者に与えた損害の賠償責任）	5
第4章 本件施設の建設	5
第17条（本件工事の実施）	5
第18条（施工計画書）	6
第19条（許認可等の取得）	6
第20条（第三者の使用）	6
第21条（工事監理，町による説明要求及び立会）	6
第22条（本件工事に関する近隣対策）	7
第23条（既存構造物の防護）	7
第24条（交通への妨害）	7
第25条（暴力団等の排除）	7
第26条（工期の変更）	7
第27条（工事の中止）	8
第28条（完成検査）	8
第29条（維持管理及び運営業務に係る体制の整備・確認）	8

第30条（所有権登記）	9
第31条（工事期間中の追加費用）	9
第32条（工事期間中の第三者損害）	9
第5章 本件施設の維持管理及び運営	9
第33条（維持管理・運営）	9
第34条（維持管理・運営業務年間計画書等の提出）	9
第35条（業務計画書等の変更）	9
第36条（第三者の使用）	10
第37条（安全管理等）	10
第38条（施設使用料）	10
第39条（民間提案施設の維持管理及び運営）	10
第40条（業務報告書の提出等）	11
第41条（モニタリングの実施）	11
第42条（運営期間中の第三者損害）	11
第43条（運営期間中の追加費用）	12
第44条（整備施設の瑕疵による追加費用）	12
第6章 契約期間及び契約の終了	12
第45条（契約期間）	12
第46条（民間事業者の債務不履行等による契約の解除）	12
第47条（工事完成日以前の契約の解除）	12
第48条（工事完成日以後の契約の解除）	13
第49条（町の債務不履行による契約の解除）	13
第50条（町による任意解除）	14
第51条（法令等の変更による契約の終了）	15
第52条（不可抗力による契約の終了）	15
第53条（本事業終了に際しての処置）	15
第54条（期間満了時の取扱い）	16
第7章 法令変更及び不可抗力	16
第55条（法令変更）	16
第56条（不可抗力）	16
第8章 事実の表明、保証及び誓約	17
第57条（民間事業者による事実の表明及び保証）	17
第9章 雑則	17
第58条（秘密保持）	17
第59条（株主等の構成の変更）	18

第60条（通知）	18
第61条（特許権等の使用）	18
第62条（著作権）	19
第63条（準拠法及び合意管轄）	19
第64条（管轄裁判所）	19
第65条（疑義についての協議）	19

別紙一覧

- 別紙1 事業提案書
- 別紙2 事業日程表
- 別紙3 要求水準書
- 別紙4 資格要件目録

神石高原町（以下「町」という。）と●●株式会社（以下「民間事業者」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、町が行う仙養ヶ原森林公園整備等事業に関して、特定事業（PFI法に定めるとおり。）に係る契約（以下「本契約」という。）を次のとおり締結する。

町と民間事業者は、本契約の目的を達成するため、相互に協力し、誠実に本契約条項を履行することを誓約する。

第1章 定義及び解釈

（定義）

第1条 本契約においては、次に掲げる用語は、文脈上他の解釈が当然なされる場合を除いて、当該各号に定める意味を有する。

- (1) 「事業年度」とは、毎年4月1日から始まる1年をいい、事業初年度にあつては、事業開始日から直近の3月末日まで、事業最終年度にあつては、当該年度の4月1日から事業終了日までをいう。
 - (2) 「事業実施場所」とは、本件施設を設置し、その他本契約を履行する場所をいう。
 - (3) 「本件施設」とは、民間提案施設をいう。
 - (4) 「民間提案施設」とは、民間事業者が本事業の趣旨及び事業の目的に反しない範囲内で、設置した施設をいい、「民間提案施設」に係る事業を「民間提案事業」という。
 - (5) 「本事業」とは、募集要項に定められた民間事業者の行う本件施設に係る次の業務をいう。
 - ア 施設整備業務
 - イ 施設維持管理業務
 - ウ 施設運営業務
 - (6) 「施設使用料」とは、使用許可に係る施設の使用料をいう。
 - (7) 「施設利用料」とは、民間提案施設に係る施設の利用料等をいう。
 - (8) 「修繕」とは、劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう（ただし、保守範囲に含まれる定期的な小部品の取り替え等は除く。）。
 - (9) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動その他通常予想を超えた自然的又は人為的な事象であつて町及び民間事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。なお、法令等の変更は不可抗力には含まれないものとする。
 - (10) 「提案書」とは、民間事業者が本事業の公募手続において町に提出した応募提案、町からの質問に対する回答書及び本契約締結までに提出したその他一切の書類をいう。
- 2 別紙は、本契約と一体をなし契約条件の一部を構成するが、目次、条文及び別紙の見出しは便宜上のものであり、契約条件の一部を構成するものではなく、また契約条件の解釈において考慮されない。実施方針、募集要項の内容は、本契約の規定の意味の明確化のために斟酌することができるが、本契約の内容と異なることを主張立証するために用いることはできない。
- 3 本契約において言及されている法令については、当該法令施行後の改正を含む。

第2章 総則

(本事業の概要)

第2条 民間事業者は、本契約で定めるところに従い、事業実施場所を使用し、自己の責任と費用において、本件施設の設計及び建設を行い、供用開始後10年間維持管理及び運営する。

2 事業期間満了時において、民間事業者は、事業期間満了時まで町と協議し、本事業を継続することもできるが、本事業を終了する場合は、第54条(期間満了時の取扱い)の規定に従い、本事業期間の満了後、本件施設を撤去し、事業実施場所を町に返還する。ただし、民間事業者は本事業期間満了時まで町と協議し、本事業期間の満了後、本件施設を町に譲渡することもできる。

3 本事業期間が長期にわたるため、本事業の採算性が社会・経済上の環境変化の影響を受けることが予想されることを踏まえて、民間事業者は、本事業期間を通じて、本件施設の公共性に鑑み、町民等に提供されるサービスの品質を損なわないように、最善の実施体制を確立する。

(民間事業者の事業内容)

第3条 民間事業者が行う本事業の内容は次のとおりとする。

(1) 本件施設の設計、建設

- ①本件施設の設計
- ②本件施設の建設
- ③本件施設の建設工事及び工事監理に係る近隣対応・対策
- ④本件施設の建設に係る各種許認可・申請業務

(2) 本件施設の維持管理

- ①本件施設の清掃
- ②本件施設の日常保守管理及び修繕(クレーム対応を含む。)
- ③本件施設の定期保守点検
- ④本件施設の警備及び保安

(3) 本件施設の運営

- ①本件施設利用者の募集、施設使用許可を含む契約締結及び契約更新
- ②本件施設利用者からの施設使用料及び施設利用料の收受
- ③本件施設の不正利用者に対する指導
- ④本件施設利用状況の把握及び町への報告
- ⑤本件施設内及びその周辺の監視及び巡回(クレーム対応を含む。)

(事業日程)

第4条 本事業は、別紙「事業日程表」に従って実施されるものとする。なお、本事業の主な業務の期間は次のとおりとする。

- (1) 本件施設の設計業務 本契約締結日の翌日から平成●年●月●日まで
- (2) 本件施設の建設業務 平成●年●月●日から平成●年●月●日まで
- (3) 本件施設の施設維持管理及び運営業務 平成●年●月●日から平成●年●月●日まで

2 本件施設については、平成●年●月●日から、その供用を開始する。

(事業実施場所の貸付・使用許可)

第5条 町は、民間事業者に対し、本事業に係る業務の履行場所として、事業実施場所を無償で貸

付又は使用許可する。

なお、民間事業者が事業実施場所を借り受け又は使用できる期間は、本事業期間と同一とする。

- 2 町は、本契約に基づく本事業期間の開始後、速やかに事業実施場所を民間事業者に引き渡す。
- 3 民間事業者は、事業実施場所を、本事業を実施する目的以外に使用してはならず、また、町の事前の承認を得なければ、本契約に基づく事業実施場所の使用に係る権利又は義務及び使用許可に係る範囲の事業実施場所について第三者に譲渡し、承継させ、または担保の目的に供してはならない。
- 4 民間事業者が前項の規定に違反した場合は、町は、本契約を直ちに解除し、あるいは使用許可を取消すことができる。

(本件施設の所有権等)

第6条 民間事業者は、本事業期間中、民間提案施設を所有又は使用する。

- 2 民間事業者は、前項の施設について、事前に町の承諾を得た上で、抵当権、質権、譲渡担保権の設定等の処分行為を行うことができる。
- 3 町は、維持管理及び運営期間中、民間提案施設のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づく当該施設の設置及び管理に関する条例によって公の施設に位置付ける場合、これを民間事業者から無償で借り受けるものとし、民間事業者は維持管理及び運営期間中、この使用貸借契約を解除しないものとする。

(指定管理者の指定)

第7条 町は、神石高原町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第14号。以下「指定手続条例」という。）により本事業を実施する民間事業者を、本件施設の供用開始前に、議会の議決を経たうえで地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に基づく「指定管理者」に指定する。

- 2 前項の「指定管理者」に指定された民間事業者は、指定手続条例及び同施行規則（平成16年規則第19号）並びに神石高原町行政手続条例（平成16年条例第13号）及び神石高原町個人情報保護条例（平成16年条例第10号）を遵守する。

(民間事業者の収入)

第8条 本件施設の運営による収入は、民間事業者の収入とする。

- 2 町は、本件施設の競合施設の建設、利用者減少、利用者による利用料の未納又は滞納等により、民間事業者の本事業に係る収入が減少した場合においても、民間事業者に対し何ら補償を行わない。

(地位の譲渡)

第9条 民間事業者は、事前に町の承諾を得た場合を除き、本事業に関する権利若しくは義務又は本契約上の地位を、第三者に譲渡し、承継させ、または担保の目的に供することができない。

(事業の委託の禁止)

第10条 民間事業者は、本契約で特に定める場合の他は本事業の全部又は本事業を構成する大部分の実施を一括して第三者に委託してはならない。

(本事業に関する近隣対策等)

第11条 町は、本事業を実施するにあたり、事業実施場所の周辺住民（以下「近隣住民」という。）に対し、本事業の内容を説明し周知するよう努めるほか、本事業に対する近隣住民の理解を得るよう努力するものとする。

2 町は本件施設の設置に関する住民反対運動，訴訟，要望などへの対応に伴う訴訟費用ないし，工事遅延により民間事業者側に発生した追加的費用を負担する。

(事業計画等の変更手続)

第12条 民間事業者は，事業計画の内容を変更しようとする場合は，事前に書面で町にこれを通知するとともに，町と協議し，町の承認を得なければならない。また，事業計画の変更により，本契約の変更が必要となった場合は，町と民間事業者は，本契約の変更について協議しなければならない。

2 前項の協議については，第65条の規定を準用する。

第3章 本件施設の設計

(調査等)

第13条 民間事業者は，町に対し事前に書面をもって通知したうえで，本件施設の設計及び工事のために必要な測量・地質調査を自己の責任及び費用において行うことができる。

2 町は，民間事業者が本件施設の設計にあたって必要とする資料のうち，町が所有し，かつ適用法令上提供することができる資料については，民間事業者からの請求があった場合，民間事業者に対し提供する。

3 第1項に基づき民間事業者が実施した調査結果と，町が民間事業者に対し提供した資料との間の著しい差異を原因として，本件施設の設計変更等の必要が生じ，民間事業者に追加的費用が発生した場合であっても，町は，当該追加的費用を負担しない。ただし，町の民間事業者に対する指示等を民間事業者が遵守したにもかかわらず設計変更等が必要となった場合には，当該追加的費用は町が負担する。

4 前項ただし書の場合を除くほか，不可抗力によって本件施設の設計変更等の必要が生じ，民間事業者に追加的費用が発生した場合は，第56条の例による。

(設計)

第14条 民間事業者による本件施設の設計並びに次項及び第3項記載の書面の内容は，いずれも，別紙要求水準書に記載の条件を満たすものでなければならない。

2 民間事業者は，設計着手前に設計業務の責任者を記載した設計計画書を作成し，町の承認を得なければならない。

3 民間事業者は，建設業務期間の始期の14日前までに設計を完了し，町に対し設計図書（測量図，設計図，構造計算書，工事費内訳書，数量計算書，設備・備品等リスト，カタログ等）を提出し，その内容を町に説明したうえで，町の承諾を得なければならない。ただし，本件施設の段階的整備を行うにあたっては，当該施設工事期間の開始の14日前までに設計を完了し，町に対し，設計図書を提出し，町の承諾を得なければならない。

4 民間事業者は，本件施設に係る設計及び本事業を実施するうえで必要な許認可の申請業務を，第三者に委託し又は請け負わせる場合には（以下，当該第三者を「設計業者」という。），事前に町の承認を得なければならない。設計業者は，別紙資格要件目録1及び4を満たす者でなければならない。

5 設計業者への設計の委託又は請負は全て民間事業者の責任において行うものとし，設計業者その他本件施設の設計に関して民間事業者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は，町と

の関係においては、全て民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

(設計内容の変更及び変更に伴う追加的費用の負担)

第15条 民間事業者は、第17条第1項に定める工事の施工の着手の前後を問わず、本件施設の設計変更が必要となった場合には、これを速やかに町に報告し、その承認を受けなければならない。これらの変更は、事業目的及び別紙要求水準書に定める本件施設の性能に支障を来たすものであってはならない。設計変更に対する町の承認は、民間事業者の本契約上の責任を軽減又は免除するものではない。

2 前項により、民間事業者が設計変更を行う場合、当該変更に対する町の承認の有無にかかわらず、当該変更により民間事業者に追加的に生ずる費用は、これを民間事業者が負担しなければならない。ただし、当該設計変更が町の責めに基づく場合を除く。

3 町は、必要があると認めるときは、書面により設計の変更を民間事業者に求めることができ、民間事業者は、上記書面の受領後、速やかに設計変更の可否を町に通知しなければならない。ただし、民間事業者は、合理的な理由なく当該請求を拒否してはならない。

4 前項により、町の請求に基づき設計の変更を行う場合においては、当該変更により民間事業者が生ずる追加的費用は町が合理的な範囲内で負担する。また、同変更により本件工事期間の延長が必要となる場合は、町は合理的な範囲で期間延長を認め、これに伴い本件施設の維持管理及び運営期間の開始日が遅れる場合は、本事業期間の延長について、町と民間事業者は協議する。

5 民間事業者は、本件施設に係る設計、調査の不備又は誤り等によって設計変更又は遅れ等が生じたために必要となる一切の費用を負担する。不可抗力に起因する設計変更又は遅れ等が生じた場合は、第56条の例による。

6 町が行った地形・地質等現地調査又は町が民間事業者に対し提供した資料の不備によって民間事業者が本件施設の計画又は仕様の変更を行うことが必要となった場合は、当該変更のために生じた追加的費用について、町は合理的な範囲で負担する。

7 町は、事業実施場所の確保について責任を有するものとし、事業実施場所の確保に起因して設計変更又は遅れ等が生じたために必要となる追加的費用については、これを負担する。

(第三者に与えた損害の賠償責任)

第16条 民間事業者は、本契約に定める調査、設計に起因して第三者に損害が生じた場合、当該第三者に対する損害を賠償しなければならない。ただし、町は、民間事業者が負担した賠償額のうち、町の責任に相当する賠償額を民間事業者に支払う。

2 町が、本契約に定める調査、設計に起因して第三者に損害を賠償した場合には、民間事業者は、町が負担した賠償額のうち、民間事業者の責任に相当する賠償額を町に支払う。

第4章 本件施設の建設

(本件工事の実施)

第17条 民間事業者は、本契約において定められた本事業の実施のために必要となる建設工事(以下「本件工事」という。)を、計画工程表、現場組織表、施工方法、施工管理計画、段階確認に関する事項、緊急時の体制及び対応、安全訓練の活動計画、施工体制、現場代理人、主任技術者又は監理技術者等指名届並びに主要資材購入先名簿及び下請負人名簿を盛り込んだ施工計画書

に基づき行わなければならない。また、本件工事を実施するにあたっては、土木工事共通仕様書（広島県）を参照するとともに、関係法令を遵守しなければならない。

- 2 仮設、施工方法その他本件施設を完成するために必要な一切の建設工事の内容については、民間事業者が自己の責任において定める。
- 3 民間事業者は、本件施設の建設に必要な工事用電気、水道、ガス等の設備を、自己の責任において確保する。
- 4 民間事業者は、本件工事の実施のために、事業区域外の用地が必要となった場合は、民間事業者自らの責任で確保しなければならない。

（施工計画書）

第18条 民間事業者は、建設業務期間の始期の14日前までに、前条第1項記載の施工計画書を町に提出し、その内容につき説明したうえで、町の承認を得なくてはならない。

- 2 民間事業者は、無理のない堅実な工事計画に基づき、本件工事を予定の工期で完了させなければならない。
- 3 施工計画書の内容は、別紙要求水準書記載の条件を満たすものでなければならない。
- 4 民間事業者は、工事現場に常に工事記録を備置し、町の請求があった場合は、速やかに町に対し工事記録を提出する。
- 5 民間事業者は、第1項記載の施工計画書の内容に変更が生じた場合には、変更にかかる事項について、変更計画書を町に提出しなければならない。

（許認可等の取得）

第19条 本件施設の建設のために必要な許認可は、原則として民間事業者が自己の責任及び費用において取得する。

- 2 民間事業者が町に対して協力を求めた場合、町は、民間事業者による前項に定める許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出等につき協力する。
- 3 町が民間事業者に対して協力を求めた場合、民間事業者は、町による本件施設の建設に関する許認可の取得、届出等に必要な資料の提出等について協力する。

（第三者の使用）

第20条 民間事業者は、本件施設の建設を、第三者に委託し又は請け負わせる場合には（以下、当該第三者を「建設企業」という。）、事前に町の承諾を得なければならない。

- 2 前項の受託者又は請負者は、別紙資格要件目録2及び4を満たす者でなくてはならない。
- 3 建設企業への建設工事の委託又は請負は全て民間事業者の責任において行うものとし、建設企業その他本件施設の建設に関して民間事業者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負う。
- 4 民間事業者は、本件施設の建設工事において建設企業により使用されている下請人等に関する情報を提供するために、町に対して町が定める様式に従って施工体制図を提出するものとし、施工体制が変更されたときは、速やかにかかる変更について町に通知するものとする。

（工事監理、町による説明要求及び立会）

第21条 民間事業者は、本件工事の施工にあたり、当該工事に必要な主任技術者又は監理技術者の資格を有する者を現場代理人として配置し、工事監理を行わせるものとする。

- 2 民間事業者は、工事監理者に本件工事に関する報告書を毎月作成させ、当該報告書を、翌月10日までに町に対して提出する。

- 3 町は、民間事業者を通じて、本件工事の進捗状況及び施工状況について、工事監理者に随時報告を求めることができる。
- 4 町は、本件工事について、本件工事期間中の前後を問わず、民間事業者に対して質問を記した書面により説明を求めることができる。民間事業者は、当該書面を受領後10日以内に、町に対して書面により回答しなければならない。
- 5 町は、本件工事期間中、民間事業者に対する事前の通知なしに本件工事に立ち会うことができる。
- 6 民間事業者は、前二項に規定する説明及び確認の実施について、町に対して必要な説明及び報告を行うなど、最大限の協力をしなければならない。
- 7 第4項及び第5項に規定する説明又は確認の結果、本件工事の進捗状況ないし施工状況が第17条第1項に定める条件を逸脱していることが判明した場合、民間事業者は、町の求めに応じて建設状況を是正しなければならない。
- 8 第4項及び第5項に規定する説明又は確認ないしこれに基づく前項に規定する是正によって本件工事に遅延が生じた場合であっても、町はこれに基づく追加的費用その他の損害について責任を負わない。

(本件工事に関する近隣対策)

第22条 民間事業者は、自己の責任と費用において、騒音、振動、悪臭、粉塵発生、交通渋滞、その他本件工事が近隣住民の生活環境に与える影響を検討し、合理的かつ効果的な近隣対策を実施する。かかる近隣対策の実施について、民間事業者は、町に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。

- 2 本件工事に関する近隣住民等からの訴訟、要望及び苦情等に対する対応は、全て民間事業者の責任において行う。

(既存構造物の防護)

第23条 民間事業者は、本事業期間中、その費用と責任において本事業用地に隣接する道路構造物等の防護に必要な措置を執らなくてはならない。不可抗力により本事業期間中に本事業用地に隣接する道路構造物等に毀損、滅失等の損害が生じた場合には、第56条の例による。

(交通への妨害)

第24条 民間事業者は、本契約に基づき民間事業者が行うとされる全ての作業につき、公道の通行、使用を不必要に又は不当に妨げないように、また、隣接する道路の使用が可能な限り短期間で終了する方法により実施しなくてはならない。

- 2 民間事業者は、隣接する道路を一時的に使用する場合は、事前に、適切な手続を行わなければならない。

(暴力団等の排除)

第25条 本件工事の実施にあたって、暴力団等から不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、民間事業者は、その旨を直ちに町に報告し、所轄の警察署に届け出るとともに、町及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

(工期の変更)

第26条 町が、民間事業者に対して、施工計画書に記載された工期(以下「工期」という。)の変更を請求した場合、町と民間事業者は、当該変更の当否及び費用負担について協議しなければならない。

- 2 民間事業者が、町に対して、工期の変更を請求した場合は、町と民間事業者は、当該変更の可否について協議しなければならない。
- 3 前項の場合、当該変更が町の責めによるものである場合を除き、民間事業者は、当該変更による追加的費用を負担しなければならない。
- 4 民間事業者の責めにより本件施設の供用が遅延した場合、民間事業者は、当該遅延に伴い町に発生した損害額に相当する金額を町に対して支払わなければならない。
- 5 町は、事業実施場所の確保について責任を有するものとし、事業実施場所の確保に起因して工期の変更が生じたために必要となる追加的費用については、これを負担する。

(工事の中止)

第27条 町は、民間事業者が第17条から前条の規定に違反した場合や工事中の事故の発生等により必要があると認めるときは、民間事業者に書面をもって通知のうえ、本件工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

- 2 町は、前項の規定により本件工事の施工を一時中止させた場合、町が必要と認めた場合には工期を変更することができる。この場合、町は、本件工事の中止が民間事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合（この場合は、本件工事の中止により民間事業者に発生した費用は民間事業者の負担とする。）を除き、工期変更の日数分に応じて本事業期間を延長し、また本件工事の中止により民間事業者に発生した費用について協議する。

(完成検査)

第28条 民間事業者は、本件工事の完成時において、その費用負担により、本件施設の完成検査及び導入設備の試運転等（以下「完成検査」という。）を行う。

- 2 民間事業者は、完成検査において、要求水準書に記載された本件施設の仕様の充足につき検査し、完成図書（工事完了届、工事記録写真、完成図（測量図を含む。）、並びに完成調書（出来形管理資料、産業廃棄物管理表、各種試験成績表、関係官公署及び地元関係者に対する手続等）及び着工前、完成後の全景写真）を町に提出しなければならない。
- 3 町は、前項の完成図書の提出を受けた後、速やかに、民間事業者の立会の下で、本件施設の状況と町が事前に確認した設計図書との照合により、本件施設の完成検査を行わなければならない。
- 4 町は、前項の完成検査を行った後、速やかに、その検査結果を民間事業者に通知しなければならない。

(維持管理及び運営業務に係る体制の整備・確認)

第29条 民間事業者は、本件施設の維持管理業務及び運営業務の開始にあたり、維持管理及び運営開始予定日の30日前までに、本契約、募集要項等、事業提案書及び本契約締結に至るまでの説明に基づき、維持管理及び運営期間を通じた維持管理業務計画書及び運営業務計画書を作成して、町に提出したうえで、町の確認を受けなければならない。

- 2 町は、前項の維持管理業務計画書及び運営業務計画書を受け取った後、速やかに、民間事業者に事前に通知したうえで、本件施設内の立ち入り調査を行い、維持管理体制の確認を行わなければならない。この場合、町は、民間事業者に対し、随時報告を求めることができ、民間事業者は、上記立ち入り調査及び報告の求めに最大限の協力をしなければならない。
- 3 町は、前項の規定に基づく確認の結果、本件施設の維持管理業務又は運営業務の態勢が関係法令等、本契約、募集要項等及び要求水準書その他町の提示する条件並びに事業提案書等に基づく民間事業者の提案を満たしていないときには、民間事業者に対して、理由を付したうえで、相当

な期間を定めて改善措置を講ずることを要求できる。この場合、町は、改善のための具体的措置及び作業内容等を明示して求めることができる。

(所有権登記)

第30条 民間事業者は、本件施設の完成後速やかに、第6条（本件施設の所有権等）第1項に規定する各所有物件について、民間事業者を単独所有者とする本件施設の所有権保存の登記申請手続を行う。登記手続に係る費用は、全て民間事業者が負担する。

(工事期間中の追加費用)

第31条 本件工事期間中に発生した工事遅延、工事監理の不備、設計変更、要求性能への不適合等の発生等を原因として生じた追加的費用については、町の責めに帰すべき事由が存する場合を除き、民間事業者が負担する。

2 不可抗力により本件工事が遅延した場合には、第56条の例による。

(工事期間中の第三者損害)

第32条 本件工事の施工に起因して第三者への損害が発生した場合（騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等による場合を含む。）、民間事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、町は、民間事業者が負担した賠償額のうち、町の責任に相当する賠償額を民間事業者に支払う。

2 町が、本件工事の施工に起因して第三者に損害を賠償した場合には、民間事業者は、町が負担した賠償額のうち、民間事業者の責任に相当する賠償額を町に支払う。

第5章 本件施設の維持管理及び運営

(維持管理・運営)

第33条 民間事業者は、本件施設の維持管理及び運営期間中、本契約、募集要項等並びに提案書に従って、本件施設の維持管理及び運営を実施しなければならない。

2 民間事業者は、本件施設の維持管理及び運営を実施するにあたっては、関係法令等及び当該施設の設置及び管理に関する条例に従わなければならない。

3 民間事業者は、本件施設の維持管理及び運営期間を通じて、善良なる管理者の注意義務をもって、本件施設の維持管理及び運営を実施しなければならない。

(維持管理・運営業務年間計画書等の提出)

第34条 民間事業者は、事業年度ごとに、本件施設の維持管理の各業務に関する維持管理業務年間計画書及び本件施設の運営の各業務に関する運営業務年間計画書を作成のうえ、当該事業年度が開始する10日前までに町に提出し、その確認を受けなければならない。維持管理業務計画書、運営業務計画書、維持管理業務年間計画書及び運営業務年間計画書の記載事項については、双方協議のうえ、これを定める。

2 民間事業者は、別紙要求水準書に定められた事項を保つため、要求水準書、維持管理業務計画書、運営業務計画書、維持管理業務年間計画書及び運営業務年間計画書（以下、これらを総称して「業務計画書等」という。）に従って本件施設の維持管理業務及び運営業務を実施する。

3 民間事業者による本件施設の維持管理及び運営が業務計画書等に定める水準を満たしていないことに起因し、その対応に伴い町に追加的費用が発生した場合は、民間事業者が負担する。

(業務計画書等の変更)

第35条 民間事業者は、本件施設の維持管理業務及び運営業務の開始の前後を問わず、業務計画書

等の変更が必要となった場合には、速やかに町に報告し、その承認を受けなければならない。これらの変更は、事業目的及び別紙要求水準書に反するものであってはならない。業務計画書等の変更に対する町の承認は、民間事業者の本契約上の責任を軽減又は免除するものではない。

- 2 前項により、民間事業者が業務計画書等を変更する場合、当該変更に対する町の承認の有無にかかわらず、当該変更により民間事業者に追加的に生ずる費用は民間事業者が負担しなければならない。ただし、当該変更が町の責めに基づく場合を除く。
- 3 町は、必要があると認めるときは、書面により業務計画書等の変更を民間事業者に求めることができ、民間事業者は、当該書面を受領した後、速やかに、業務変更の可否を町に通知しなければならない。ただし、民間事業者は、合理的な理由なく当該請求を拒否してはならない。
- 4 前項により、町の請求に基づき業務計画書等を変更する場合は、当該変更により民間事業者に生ずる追加的費用は、町が合理的範囲内で負担する。また、同変更により、本件施設の維持管理業務及び運営業務の開始が遅れる場合は、町は合理的な範囲内で開始の延期を認め、本事業期間の延長について、町と民間事業者は協議しなければならない。

(第三者の使用)

第36条 民間事業者は、本件施設の維持管理及び運営の全部又は一部を、第三者に委託し又は請け負わせる場合には、事前に町の承諾を得なければならない。

- 2 第三者への維持管理及び運営の委託又は請負は全て民間事業者の責任において行うものとし、本件施設の維持管理及び運営に関して民間事業者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負う。

(安全管理等)

第37条 民間事業者は、本件施設に立ち入るすべての者の安全に配慮し、本件施設を、かかる者への危険が及ぶことを防止するのに適する状態に保持しなければならない。

- 2 民間事業者は、本件施設及び付近の環境を保護し、かつ本事業遂行の結果として発生する公害、騒音その他の原因から公衆及び公衆等の財産に対する損害又は妨害を防止するため、自己の費用で合理的な措置を執らなければならない。
- 3 民間事業者は、本件施設の維持管理又は運営に起因して周辺その他から、苦情等が発生した場合、自己の責任及び費用において誠意をもって対応しなければならない。

(施設使用料)

第38条 町は、施設の設置及び管理に関する条例で定められた施設使用料の上限の範囲内で、施設の使用料を定め又は改定することができる。

- 2 民間事業者は、前項に基づき施設使用料を設定し又は改定する場合、実施の60日前までに町に対してその旨を協議し承認を得なければならない。また、施設使用料を改定する場合には、施設内に掲示する等して利用者への周知を図るものとする。
- 3 民間事業者は地方自治法第224条の2第8項に基づき施設使用料を自らの収入として収受できる。

(民間提案施設の維持管理及び運営)

第39条 民間事業者は、本事業の趣旨、目的に反しない範囲内で、民間提案施設を設置し、同施設の維持管理及び運営を行うことができる。

- 2 民間事業者は、民間提案施設の施設利用料を定め、自らの収入として収受できる。
- 3 民間事業者は、前項の規定により民間提案施設の施設利用料を定めた場合、これを町に報告し

なければならない。

- 4 民間事業者は、民間提案施設の維持管理・運営を第三者に委託し又は請け負わせる場合、暴力団が関与する業者に委託し又は請け負わせてはならない。

(業務報告書の提出等)

第40条 民間事業者は、毎月、本件施設の維持管理及び運営の実施結果を正確に記載した、「維持管理・運営業務報告書」(以下「業務月報」という。)を作成し、また、毎月の報告を総括して1年に1回「年間維持管理・運営業務報告書」(以下「年間報告書」という。)を作成するものとする(以下、これらを「業務報告書」と総称する。)。業務報告書の記載事項は本件施設の利用状況報告、点検・修繕記録、クレーム・要望対応記録、改善提案・報告、見学等対応記録、本件施設内のトラブル報告、盗難届出のほか、業務計画書等をもとに、双方協議のうえ、定めるものとする。

- 2 民間事業者は、前項に規定する業務月報を、翌月の10日までに町に対して提出するものとする。
- 3 民間事業者は、第1項に規定する年間報告書を、当該年度終了後30日以内に、町に対して提出するものとする。
- 4 民間事業者は、本事業の会計報告書を作成のうえ、毎年決算期末から30日以内に町に提出するものとする。
- 5 民間事業者は、前四項の報告のほか、本件施設の中で発生した事故、利用者又は周辺住民からの重大な苦情等、当該苦情等への対応など、緊急性を要する事項については、随時、町に報告するものとする。

(モニタリングの実施)

第41条 町は、自己の責任及び費用において、民間事業者が業務計画書等に従って適切に本件施設の維持管理及び運営を実施していることを確認するため、定期又は必要に応じて、施設巡回、業務監視、民間事業者に対する説明要求、立会い、施設利用者等へのヒアリングその他の方法によるモニタリングを行うことができる。モニタリング項目については各モニタリング実施までに町が決定する。

- 2 町は必要と認める場合、モニタリング実施日時及び内容を民間事業者に事前に通知する。
- 3 民間事業者は、当該説明及び確認の実施につき町に対して最大限の協力を行うものとする。
- 4 町は、前項の説明又は確認の結果、本件施設の維持管理及び運営の状況が業務計画書等に規定する水準に達していない、もしくはそのおそれがある場合又は民間事業者の本件施設の維持管理及び運営状況と経理状況から客観的に判断して民間事業者に経営破綻の懸念があると判断した場合には、民間事業者に対してその改善勧告を行うとともに、民間事業者に資金提供を行う金融機関に対してその旨通知する等必要な措置を行うことができる。
- 5 民間事業者は、前項の改善勧告に従い、適正な処置を行うとともに、その対応状況を、前項の改善勧告を受け取った日から14日以内に書面にて町に報告しなければならない。

(運営期間中の第三者損害)

第42条 民間事業者は、本件施設の維持管理及び運営に起因して第三者に損害が生じた場合、当該第三者に対する損害を賠償しなければならない。ただし、町は、民間事業者が負担した賠償額のうち、町の責任に相当する賠償額を民間事業者に支払う。

- 2 町が、本件施設の維持管理及び運営に起因して第三者に損害を賠償した場合には、民間事業者

は、町が負担した賠償額のうち、民間事業者の責任に相当する賠償額を町に支払う。

(運営期間中の追加費用)

第43条 事故、災害等により本件施設が損傷したことにより、民間事業者に生じた追加的費用については、町の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、民間事業者の負担とする。

2 不可抗力により施設が損傷したために民間事業者に生じた追加的費用については、第56条の例による。

(整備施設の瑕疵による追加費用)

第44条 民間事業者が整備した施設の瑕疵により本件施設が損傷したことにより、生じた追加的費用については、民間事業者の負担とする。

2 町が整備した施設の瑕疵により本件施設が損傷したことにより、生じた追加的費用については、町の負担とする。

第6章 契約期間及び契約の終了

(契約期間)

第45条 本契約は、その締結日から効力を生じ、本契約の規定に従い解除されない限り、平成●●年●月●日の経過をもって終了する。ただし、同日現在において未履行である町又は民間事業者の本契約上の義務、及び本契約の規定に従い、事業期間の末日の経過後に発生し若しくは履行期が到来する町又は民間事業者の本契約上の義務は、その履行が完了するまで法的拘束力を有する。

(民間事業者の債務不履行等による契約の解除)

第46条 次の各号の一に該当する場合、町は、民間事業者に対して書面により通知したうえで、本契約を解除することができる。

- (1) 民間事業者が本事業を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (2) 民間事業者が自らの破産、会社整理、特別清算、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他の倒産法制上の手続について民間事業者の取締役会でその申立を決議したとき。
- (3) 民間事業者につき破産、会社整理、特別清算、民事再生手続開始又は会社更生手続開始、その他の倒産法制上の手続が申し立てられたとき。
- (4) 民間事業者が業務報告書において著しい虚偽の記載を行ったとき。
- (5) 民間事業者が重大な法令等の違反をしたとき。
- (6) 指定手続条例第11条の規定により、指定管理者の指定を取り消されたとき。
- (7) 前六号に規定する場合のほか、民間事業者が本契約の重大な条項に違反し、客観的にその違反により契約の目的を達することができないと町が合理的に判断したとき。

(工事完成日前の契約の解除)

第47条 本件工事の工事完成日前において次の各号の一に該当する場合、町は、民間事業者に対して書面により通知したうえで、本契約を解除することができる。

- (1) 本件工事開始予定日である平成●●年●月●日を過ぎても民間事業者が本件工事に着手せず、町が相当の期間を定めて催告しても民間事業者から町が満足すべき合理的な説明がないとき。
- (2) 民間事業者の責めに帰すべき事由により工事完成予定日である平成●●年●月●日までに本件施設が完成しないとき、または、同日経過後相当の期間内に工事を完成させ、かつ客観的に性能確認をする見込みがないと町が合理的に判断したとき。

- (3) 前二号に規定する場合のほか、民間事業者が本契約の重大な条項に違反し、客観的にその違反により本契約の目的を達することができないと町が合理的に判断したとき。
- 2 前条又は前項により本契約が終了した場合、民間事業者は、町に対して、建設工事相当分の100分の10に相当する違約金を町に対して支払わなければならない。
 - 3 町が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、町は、かかる超過額について民間事業者に損害賠償請求を行うことができる。
 - 4 前条又は本条第1項により本契約が終了した場合、町は、民間事業者に対し、事業実施場所を民間事業者の費用にて原状回復するよう請求できる。
 - 5 前項の場合において、民間事業者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復を行わないときは、町は民間事業者に代わり原状回復を行うことができ、これに要した費用を民間事業者に請求できる。

(工事完成日以後の契約の解除)

- 第48条 本件工事の工事完成日である平成●●年●月●日以降において次の各号の一に該当する場合、町は、民間事業者に対して書面により通知したうえで、本契約を解除することができる。
- (1) 民間事業者の責めに帰すべき事由により、町の通告又は改善勧告にもかかわらず、合理的な理由なく民間事業者が本件施設について、業務計画書等に従った維持管理業務及び運営業務を行わないとき、または改善勧告に従わないとき。
 - (2) 民間事業者が業務報告書において著しい虚偽の記載を行ったとき。
 - (3) 前二号に規定する場合のほか、民間事業者が本契約の重大な条項に違反し、かつ町が相当期間を定めて催告しても民間事業者から町が満足すべき合理的な説明がないとき。
- 2 前項により本契約が終了した場合、町は、民間事業者に対し、事業実施場所を民間事業者の費用にて原状回復するよう請求できる。ただし、民間事業者は、町の同意を得て、本件施設を担保権その他の何らの負担の無い状態で現状有姿にて町に譲渡することができる。
 - 3 前項本文の場合において、民間事業者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復を行わないときは、町は民間事業者に代わり原状回復を行うことができ、これに要した費用を民間事業者に請求できる。
 - 4 民間事業者が第2項本文による原状回復を行った場合、町は、本契約解除によって被った損害を民間事業者に対して請求することができる。また、民間事業者が第2項ただし書による本件施設の譲渡を行った場合、本契約解除によって被った町の損害の額が、譲渡を受ける本件施設の残存価格(建設工事相当分を維持管理及び運営期間で均等に償却させることとして算定した本契約終了時点における本件施設の残存価格)を超過する場合は、町は、かかる超過額について民間事業者に損害賠償請求を行うことができる。
 - 5 第2項ただし書に基づく本件施設の所有権移転手続に要する諸手続費用は、民間事業者の負担とする。
 - 6 町は、本契約に基づく本件施設の所有権の町に対する譲渡の実行を確保するために、本件施設について民間事業者の費用負担により、町の所有権移転請求権保全の仮登記手続を行うことができ、民間事業者は町の請求があるときは、これに協力しなければならない。

(町の債務不履行による契約の解除)

- 第49条 町が本契約に違反し、民間事業者から催告を受けた場合、町は民間事業者に対し、速やかに当該違反の是正に要する期間を通知しなければならない。その期間内に、当該違反が是正され

ない場合、民間事業者は、町に通知したうえで、本契約を解除することができる。

- 2 前項の規定に基づき本契約が終了した場合、町は、当該終了により民間事業者が負担した費用及び当該終了により民間事業者が被った損害額を民間事業者に対して賠償する。
- 3 本件工事の工事完成日前において、第1項により本契約が終了した場合で、工事対象施設の出来高部分が存在する場合、町は、自己の責任及び費用において、工事対象施設の出来高部分を検査し、建設工事相当分を上限として、合格部分に相応する代金を民間事業者に支払った上、合格部分の所有権を全て取得するものとする。当該支払については、町は民間事業者と協議の上、民間事業者の指定する口座に一括又は分割払いにより支払う。この場合、町は必要と認めるときは、出来高部分を最小限破壊して検査することができるが、その理由を民間事業者に対して事前に通知するものとする。
- 4 本件工事の工事完成日以後において、第1項により本契約が終了した場合、町は、建設工事相当分を維持管理及び運営期間で均等に償却させることとして、本契約終了時点における残存価格を工事対象施設の取得代金として支払ったうえで、民間事業者所有施設の所有権を全て取得するものとする。当該支払については、町は民間事業者と協議の上、民間事業者の指定する口座に一括又は分割払いにより支払う。
- 5 前二項の規定は、民間事業者の町に対する損害賠償請求を妨げないものとする。ただし、民間事業者は、かかる町の損害賠償債務の履行については町議会の議決の取得等の適正な内部手続を経たことを停止条件とすること、及びその金額は合理的な根拠に基づき合理的な範囲の金額であることを要することを確認する。
- 6 第3項の規定にかかわらず、本件工事の進捗状況を考慮して、事業実施場所の原状回復が社会通念上合理的であると認められる場合、町は、民間事業者に対し、事業実施場所を原状回復するよう請求することができる。かかる場合において、町が当該原状回復の費用を負担するものとする。

(町による任意解除)

第50条 町は、社会環境の変化等により、本事業の実施の必要がなくなったと認める場合、又は本件施設の転用が必要となったと認める場合には、民間事業者に対して60日以上前に通知を行うことにより、本契約を解除することができる。

- 2 前項の規定に基づき本契約が終了した場合、町は、当該終了により民間事業者が負担した費用及び、当該終了により本契約締結から終了までの期間に民間事業者が被った損害額を民間事業者に対して賠償する。
- 3 本件工事の工事完成日前において、第1項により本契約が終了した場合で、工事対象施設の出来高部分が存在する場合、町は、自己の責任及び費用において、工事対象施設の出来高部分を検査し、建設工事相当分を上限として、合格部分に相応する代金を民間事業者に支払ったうえで、合格部分の所有権を全て取得するものとする。当該支払については、町は民間事業者と協議の上、民間事業者の指定する口座に一括又は分割払いにより支払う。この場合、町は必要と認めるときは、出来高部分を最小限破壊して検査することができるが、その理由を民間事業者に対して事前に通知するものとする。
- 4 本件工事の工事完成日後において、第1項により本契約が終了した場合、町は、建設工事相当分を維持管理及び運営期間で均等に償却させることとして、本契約終了時点における残存価格を工事対象施設の取得代金として支払ったうえで、民間事業者所有施設の所有権を全て取得するも

のとする。当該支払については、町は民間事業者と協議の上、民間事業者の指定する口座に一括又は分割払いにより支払う。

5 前二項の規定は、民間事業者の町に対する損害賠償請求を妨げないものとする。ただし、民間事業者は、かかる町の損害賠償債務の履行については町議会の議決の取得等の適正な内部手続を経たことを停止条件とすること、及びその金額は合理的な根拠に基づき合理的な範囲の金額であることを要することを確認する。

6 第3項の規定にかかわらず、本件工事の進捗状況を考慮して、事業実施場所の原状回復が社会通念上合理的であると認められる場合、町は、民間事業者に対し、事業実施場所を原状回復するよう請求することができる。かかる場合において、町が当該原状回復の費用を負担するものとする。

(法令等の変更による契約の終了)

第51条 第55条第3項の協議にもかかわらず、本契約の締結後における法令等の変更により、本事業の継続が不能となった場合、又は事業の継続に過分の費用を要する場合で、町が本事業自体を継続させ得ないと判断したときは、本契約を終了することができる。

2 前項により本契約が終了した場合、町の本事業に関する条例、規則の制定及び変更を理由とするときは、第49条第3項から同条第6項の例による。

3 前項を除くほか、民間事業者は、速やかに、民間事業者の費用負担にて本件施設を撤去し、事業実施場所を原状回復して町に明け渡さなければならない。ただし、本件工事の工事完成日以後においては、民間事業者は、町の同意を得て、本件施設を担保権その他の何らの負担の無い状態で現状有姿にて町に譲渡することができる。

4 前項ただし書に基づく本件施設の所有権移転手続に要する諸手続費用は、民間事業者の負担とする。

5 町は、本契約に基づく本件施設の所有権の町に対する譲渡の実行を確保するために、本件施設について民間事業者の費用負担により、町の所有権移転請求権保全の仮登記手続を行うことができ、民間事業者は町の請求があるときは、これに協力しなければならない。

(不可抗力による契約の終了)

第52条 第56条第3項の協議にもかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に本事業の内容等の変更について合意が成立しない場合、町は、民間事業者に通知したうえで、本契約を終了することができる。

2 前項の場合、民間事業者は、速やかに、民間事業者の負担にて本件施設を撤去し、事業実施場所を原状回復して町に明け渡さなければならない。ただし、本件工事の工事完成日以後においては、民間事業者は、町の同意を得て、本件施設を担保権その他の何らの負担の無い状態で現状有姿にて町に譲渡することができる。

3 前項ただし書に基づく本件施設の所有権移転手続に要する諸手続費用は、民間事業者の負担とする。

4 町は、本契約に基づく本件施設の所有権の町に対する譲渡の実行を確保するために、本件施設について民間事業者の費用負担により、町の所有権移転請求権保全の仮登記手続を行うことができ、民間事業者は町の請求があるときは、これに協力しなければならない。

(本事業終了に際しての処置)

第53条 民間事業者は、本事業が終了した場合において、事業実施場所又は本件施設内に民間事業

者が所有若しくは管理する工事材料，建設・業務機械器具，仮設物その他のもの（以下「当該器材等」という。）を撤去し，速やかに事業実施場所及び本件施設を明渡すものとする。

- 2 民間事業者は前項に規定する場合の費用を負担するものとする。ただし，当該器材等について，町から買取りの要請があった場合，協議に応じるものとする。
- 3 町は，第1項に規定する場合，民間事業者が正当な理由なく，相当の期間内に当該器材等の処置を実施しないときは，民間事業者に代わって当該器材等を処分し，事業実施場所又は本件施設の修復，片付けその他適当な処置を行うことができるものとする。この場合，民間事業者は，必要な費用を負担するものとする。

（期間満了時の取扱い）

第54条 町及び民間事業者は，本契約期間満了の3年前より，本契約期間満了後の本件施設の維持管理及び運営について，協議を開始することができる。

- 2 前項の協議により，本事業期間を延長することができる。
- 3 前項によって延長される事業期間は，第1項の協議により定める。
- 4 民間事業者は，本事業を終了する場合，本契約期間満了後，速やかに，民間事業者の費用負担にて本件施設を撤去し，事業実施場所を原状回復して町に明け渡さなければならない。ただし，民間事業者は，町の同意を得て，本件施設を担保権その他の何らの負担の無い状態で現状有姿にて町に譲渡することができる。
- 5 前項ただし書に基づく本件施設の所有権移転手続に要する諸手続費用は，民間事業者の負担とする。
- 6 町は，本契約に基づく本件施設の所有権の町に対する譲渡の実行を確保するために，本件施設について民間事業者の費用負担により，町の所有権移転請求権保全の仮登記手続を行うことができ，民間事業者は町の請求があるときは，これに協力しなければならない。

第7章 法令変更及び不可抗力

（法令変更）

第55条 法令等の変更により，本契約に基づく自己の義務の履行が適用法令に違反することとなった場合，町又は民間事業者は，その内容の詳細を記載した書面をもって，直ちに，これを相手方に対して通知しなければならない。

- 2 前項に係る法令等が変更されたことにより，民間事業者に発生した追加的費用又は損失は，民間事業者が負担する。ただし，本事業に関する条例，規則の制定及び変更に対応するための増加費用ないしこれらに起因して本事業が中止となった場合に発生した追加的費用は町が負担する。
- 3 町又は民間事業者が第1項の通知を受領した場合，町及び民間事業者は，当該法令変更に対応するため，速やかに，本契約，基本協定書，要求水準書，設計図書，施工計画書，実施工程表，事業提案書，その他本契約の定める契約条件の変更について，協議しなければならない。

（不可抗力）

第56条 町及び民間事業者は，不可抗力により本契約に基づく自らの義務の履行ができなくなった場合，速やかに，その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにその旨を相手方に通知しなければならない。

- 2 町が，通知の内容について確認した結果，不可抗力であると認めたときは，民間事業者は，通

知を發した日以降、本契約に基づく履行義務につき遅滞の責めを負わない。なお町及び民間事業者は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 3 町及び民間事業者は、不可抗力によって被った損害及び不可抗力事由が消滅した後の本契約の履行について協議を行うものとする。この場合、損害の回復及び本件施設に求められる変更追加等に必要な建設工事費、維持管理費及び運営費の追加的費用又は損失は、民間事業者が負担する。ただし、当該不可抗力により、民間事業者の本事業による収益に重大な影響が及んだ結果として本事業の継続に支障を来たす場合を含め、本契約に係る民間事業者の義務の履行ができなくなった場合、町及び民間事業者は、これらに対応するための措置について協議しなければならない。

第8章 事実の表明,保証及び誓約

(民間事業者による事実の表明及び保証)

第57条 民間事業者は、町に対し、本契約締結日現在における以下の事実を表明し、またその表明が真実であることを保証する。

- (1) 民間事業者は、日本法に準拠して設立され有効に存続する会社であり、本契約に定める債務、義務及び責務を負担し履行する権利能力を有している。
- (2) 民間事業者は、本契約の締結及び履行に必要な許認可の取得、取締役会の承認、その他関係法令又は会社定款上必要とされる一切の手続を完了している。

第9章 雑則

(秘密保持)

第58条 町及び民間事業者は、本契約の交渉、作成、締結、実施を通じて開示を受けた相手方(本条において、以下「情報開示者」という。)の営業上及び技術上の知識及び経験、資料、数値その他全ての情報であつて、情報開示者が開示の時点において秘密として管理している複製物を含む情報(以下「秘密情報」という。)を、本契約上の義務の履行以外の目的に使用してはならず、また次の各号に定める場合を除き、第三者に開示してはならないものとする。

- (1) 民間事業者の株主及び融資機関並びにこれらの者に対して本事業に関する助言を行う弁護士、公認会計士及びコンサルタントに対し開示する場合
- (2) 町に対して、本事業に関する助言を行う弁護士、公認会計士及びコンサルタントに対し開示する場合
- (3) 町又は民間事業者が法令等に基づき開示する場合

2 次の各号に該当する情報は、秘密情報に該当しないものとする。

- (1) 情報開示者から提供を受ける前に保有している情報
- (2) 第三者から正当に入手した情報
- (3) 情報開示者から提供を受けた情報によらず独自に開発した情報
- (4) 本条に定める秘密保持義務に違反することなく既に公知となった情報

3 民間事業者は、本事業を実施するにつき、個人情報を取り扱う場合、関係法令及び神石高原町個人情報保護条例を遵守しなければならない。

4 町は、民間事業者が本事業を実施するにつき、取り扱っている個人情報の保護状況について、

随時調査を行うことができるものとする。

- 5 町は、民間事業者が本事業を実施するにつき、個人情報取り扱いが不適切であると認められるときは、必要な勧告を行うことができるものとする。この場合、民間事業者は、直ちに町の勧告に従わなければならない。

(株主等の構成の変更)

第59条 民間事業者の株式又は持分は、事前に書面により町の同意を得た場合に限り、これを譲渡、担保設定その他処分することができるものとし、かかる町による事前の同意がない場合は、民間事業者は、民間事業者の株式又は持分の譲渡を承認しないものとする。町は、合理的な理由なく同意を留保し、または遅延しないものとする。

(通知)

第60条 本契約の相手方当事者に対する通知、報告その他の連絡は、原則として書面により、手交又は次の各号の相手方の住所（本契約締結後に、当事者がその通知先を変更し、これを本条に従い相手方当事者に通知した場合は、かかる変更後の通知先とする。）宛てに郵便、FAX又は電子メール（FAX若しくは電子メールによる場合には、原本を直ちに追って郵送することを要する。）にてこれを行う。

(1) 町宛て

宛先 神石高原町 まちづくり推進課 未来戦略室
住所 広島県神石郡神石高原町小島2025番地
電話 0847-89-3332
FAX 0847-85-3394
電子メール jk-suisin@town.jinsekikogen.hiroshima.jp

(2) 民間事業者宛て

宛先 ●●●●●●
代表取締役 ●●●●●
住所 ●●●●●●
電話 ●●●●●●
FAX ●●●●●●
電子メール ●●●●●●

- 2 前項に定める通知は、次の各号の区分に応じて、当該各号に定めるときにそれぞれその効力が発生する。

(1) 手交された場合 相手方に手交されたとき。

(2) FAX又は電子メールにて行われた場合 FAX又は電子メールによる送付に係る通知の原本を相手方が前項所定の相手方住所において受領したことを条件として、当該通知をFAX又は電子メールで相手方が受領したとき。

(3) 郵便にて行われた場合 相手方が前項所定の相手方住所において受領したとき。

(特許権等の使用)

第61条 民間事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令等に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する全ての責任を負う。

(著作権)

第62条 民間事業者から提出される書面，図書類（事業提案書，設計図書を含むがこれらに限定されない。）について，その著作権は民間事業者に所属し，町がこれを使用する場合，町及び民間事業者は，事前にその使用について協議するものとする。

（準拠法及び合意管轄）

第63条 本契約は，日本国の法令に準拠するものとし，日本国の法令に従って解釈する。

（管轄裁判所）

第64条 本契約に関する紛争については，広島地方裁判所福山支部を第1審の専属管轄裁判所とする。

（疑義についての協議）

第65条 本契約の条項等の解釈について疑義が生じたとき，又は本契約に定めのない事項については，当事者双方協議の上，互いに誠意をもってこれを定める。当事者間での協議が整わない場合，第三者を含めた運営協議会に当事者が申し出，同協議会でこれを定めるものとする。

以上を証するため，本契約書を2通作成し，町及び民間事業者がそれぞれ記名押印の上，各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

町

広島県神石郡神石高原町小畠2025番地

神石高原町長 牧野雄光

民間事業者

●●●●●●●●●●●●●●

代表取締役 ● ● ● ●